

平成31年 2 月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成31年 2 月 7 日（木） 午後 2 時00分

2 出席委員

新 倉	聡	教育長
荒 川	由美子	委 員（教育長職務代理者）
小 柳	茂 秀	委 員
澤 田	真 弓	委 員
川 邊	幹 男	委 員

3 出席説明員

教育総務部長	阪 元 美 幸
教育総務部総務課長	夏 目 久 也
教育総務部教育政策課長	島 田 圭
教育総務部生涯学習課長	高 木 厚
教育総務部教職員課長	金 子 美夕貴
教育総務部学校管理課長	山 岸 哲 巳
学校教育部長	伊 藤 学
学校教育部教育指導課長	米 持 正 伸
学校教育部支援教育課長	塚 田 美保子
学校教育部保健体育課長	鎌 原 徳 宗
学校教育部学校給食担当課長	志 村 恭 一
中央図書館長	山 口 正 樹
博物館運営課長	永 嶋 省 吾
美術館運営課長	菅 野 智
教育研究所長	山 崎 亨

4 傍聴人 4 名

5 議題及び議事の概要

- 教育長 開会を宣言
- 教育長 本日の会議録署名人に澤田委員を指名した。

(新倉教育長)

本日、会議の冒頭でございますけれども、私のほうから1点お話をさせていただきます。

まず、先般、千葉県野田市の小学校4年生女子が、父親からの暴力で亡くなるという痛ましい事件があり、お亡くなりになった児童に哀悼の意を表させていただきます。

マスコミ報道等から知る限りでも、学校現場や教育委員会での対応、児童相談所等の連絡体制など、本市においても再確認すべき事項があると思っていますところでは、今般の事件につきましては、今後その詳細な事実等について、報告書がまとめられることと思っております。より万全な体制を構築するためにも、事実関係の究明がされ、その要因等の分析をもとに、本市での体制強化に取り組んでいくつもりであります。

取り急ぎ、各学校長には、全ての教職員が高いアンテナを立て、児童生徒の状況に目を配ること、ささいな兆候も見逃すことなく、児童生徒の安全を最優先に、関係機関と適切かつ緊密な連絡をすることなどを通知するつもりであります。

学校教育委員会全体で児童生徒のかけがえのない命を守ることに取り組んでまいり所存でございます。

- 日程第1 議案第7号から日程第3 議案第9号については、今後、市長が議会に提案する案件であるため、また日程第4 議案第10号及び日程第5 議案第11号については、今後の事業者募集にかかわる案件であるため、秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

- 教育長報告

(新倉教育長)

それでは、1月定例会から本日までの所管事項について、報告をさせていただきます。お手元の教育長報告資料をご参考いただければと思います。

まず、学校等の関係でございますが、1月18日に第38回の横須賀市体力づくり実践研究発表会が行われました。研究委託校であります神明小学校、武山中学校の各発表をいただいたところであります。

昨日、2月6日には学校保健大会を開催させていただきました、4名の学校医、歯科医、薬剤師を学校保健特別功労者として表彰をさせていただきました。また、各分科会を開催させていただきました、健康に関する実践研究作品の表彰をさせていただきました。とりわけ小学生から中学生にわたって、それぞれ日常生活の中で疑問に思ったことをまとめていただいて、大変すばらしい発表をしていただきまして、感激をしたところであります。

先般もご説明いたしました、1月12日から28日まで、第71回の児童生徒造形作品展を開催させていただきましたところ、約3,000点の作品を展示させていただきました、速報値でございますが、1万4,854名の観覧をしていただいたところであります。

その他記載の行事、展示を開催しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

(質問なし)

教育長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項(1)『教職員の働き方改革の方針について』

(教育政策課長)

それでは、『教職員の働き方改革の方針について』ご説明いたします。

内容については、先に開催されました総合教育会議のときから、大きく変更された部分はありません。説明が重複する部分もありますが、ポイントを絞って説明させていただきたいと思います。

報告事項の資料を1枚おめくりいただき、冊子となっている説明資料1をご覧ください。表紙でございます。「教職員の働き方改革の方針 ～量から質へ～ 「横須賀スクール スマイルプラン」」です。

この方針は本市の全ての学校関係者が笑顔で子どもたちと接し、笑顔があふれ、活気ある学校となるために、働き方改革を推進するプランにしたいと考え、「横須賀スクール スマイルプラン」とネーミングいたしました。

3ページをお開きください。

教職員の働き方改革の方針の概要を図式化したものです。最上段に記載しま

した目的は、ただ単に勤務時間を減らせばよいというものではなく、教育現場の限られた時間の中で教職員の日々の生活の質や、教職員の人生を豊かにし、心身ともに健康に職務を遂行することで、教育の質を向上させ、本市が目指す横須賀の子ども像である「人間性豊かな子ども」を育成することです。

本市の課題につきましては記載のとおりですが、これらの課題を踏まえ、昨年度末から本年度にかけて教職員の働き方改革検討会議を設置し、管理職、教員、部活動、事務職員の4つの分科会には、教職員の方も参加していただき、教育現場の声を聞きながら、教育委員会と教職員が一体になって検討を進めてまいりました。

中段の課題解決に向けた方針は4つ決めました。1、学校及び教職員が担う業務の適正化と明確化、2、勤務時間と健康管理を意識した働き方の促進、3、地域と学校が一体となる学校教育への理解促進、4、取り組みを見直す体制づくりと今後の検討です。

中段の具体的な取り組みをご覧ください。先ほどの4つの方針にそれぞれの取り組みを記載いたしました。この中から来年度、特に力を入れて取り組むものに二重線のアンダーラインを引いておりますので、次のページで少し詳しく説明させていただきます。

5ページをお開きください。

上段の「業務改善に向けた調査と検討、サポート体制の整備」は、主に教頭の業務改善を図ることを目的として取り組むものです。業務改善アドバイザーを派遣し、教育政策課職員も定期的に学校を訪問しながら、業務内容や改善について調査するとともに、汎用性のある効果的な取り組みを実施できるようにしていきます。

中段の「横須賀市が設置する学校に係る部活動の方針の実施」は、部活動を持続可能なものとするため、方針をもとに合理的でかつ効率的・効果的な部活動指導を行おうとするもので、1日の活動時間は、長くても平日2時間程度、週休日や休業日は3時間程度とするものです。週の休養日は、平日は少なくとも1日、土日は少なくとも1日とします。ただし、公式戦やコンクール等で統一的な休養日の設定が困難な場合は、月間・年間単位で柔軟に対応します。

下段の「部活動指導員の配置・運用」は、教員の負担軽減につなげるため導入するもので、部活動指導員が特定の種目への指導や、休日の大会等の引率を行えることを踏まえ、効果的に活用できるものと考えています。

6ページをご覧ください。

上段の「勤務時間の記録」は、教職員の健康管理とマネジメント意識を高めるため、みずからの日々の勤務時間を意識し、週や月の累計超過勤務時間が認識できる取り組みを推進します。教職員がみずから勤務時間を記録することで、

勤務時間への意識や関心を持ってもらいたいと考えております。

中段の「学校閉庁日の設定」は、夏季休暇期間の8月12日から14日の3日間を原則として、教育活動は行わない日とし、研修、部活動なども行わず、休暇をとりやすい環境づくりを推進します。ただし、緊急時の対応は教育委員会事務局で確保するなど、万が一児童生徒に何かあった場合の対応策もしっかりと講ずる予定です。

下段の「地域や保護者への理解促進と啓発」は、保護者や地域に本市教職員の勤務実態と働き方改革の目的や方針についての理解を図ることです。具体的には、本市教職員の勤務実態と学校閉庁日の設定、勤務時間外の電話対応について文書を配布する予定です。

「横須賀スクール スマイルプラン」の説明は以上でございます。

なお、横須賀市が設置する学校に係る部活動の方針は、説明資料2として添付いたしましたので、後ほどお目通しください。

なお、今後は小中学校の校長会や市立学校長会議等で方針の説明を行うとともに、全ての教職員にこの方針を配布し、周知をしていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

(荒川委員)

1つ質問と1つ意見を述べさせていただきます。地域や保護者への理解促進と啓発というところで、勤務実態と学校閉庁日の設定や、勤務時間外の電話対応についての文書を配布するということなんですけれども、これはいつごろ予定されているのでしょうか。私は年度当初、最初の懇談会がある時とか、それから入学式には、1年生の保護者はほとんど全員参加されますので、そういうときに間に合えばいいと思いましたので、質問させていただきます。

もう一点、意見につきましては、最初のところの教頭の業務の調査と検討を目的とした業務改善アドバイザーの件なんですけれども、これも例えばその方々が来られていて、さらにまた教頭先生がその方への対応で追われてしまうようでは、何もならないというふうに思いますので、その業務の改善のアドバイスをすることは大変賛成なんですけれども、その方々への対応で教頭の業務が、今よりもかえって負担にならないような方向で進めていただけたらありがたいと思います。

以上2点ですけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

(教育政策課長)

ありがとうございます。1点目のご質問の地域や保護者への理解促進の配布

物の件ですが、委員がおっしゃるように、年度初めの段階でできるように、計画しております。

2点目の教頭先生のアドバイザーの件につきましても、そういった点に留意しながら進めてまいりたいと思います。

報告事項（２）『平成31年度指導の目標と重点について』

（教育政策課長）

『平成31年度指導の目標と重点について』ご報告いたします。資料のほうをご覧ください。

最初に、本市における指導の目標と重点の趣旨を説明いたします。指導の目標は横須賀市教育振興基本計画に基づき、各学校と教職員に対して本市の目指す方向性を示しております。指導の目標に示した内容は、市から学校へのメッセージであり、教職員には市の方針と目指す子ども像など、わかりやすく伝えるように作成をいたしました。指導の重点は、本市で優先的に解決すべき課題として、学校と教育委員会が一体となり取り組むことを示しています。

本日は本年度の指導との目標の重点から変わった部分をご説明させていただきます。来年度も教育振興基本計画の第3期実施計画期間でございますので、文言等の修正は加えておりますが、大筋で本年度のものを継承しております。

それでは、指導の目標の主な変更点についてご説明いたします。資料1をご覧ください。A3のものになります。

変更の視点は2つあります。1つは新学習指導要領の理念を踏まえることです。新学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びを通して資質能力の育成を図ることが記されております。そこで目標1（2）、2行目に「授業改善の視点として」を挿入し、主体的・対話的で深い学びを追求する授業を行うように修正しました。今後、各学校には子ども一人一人を大切にする共生社会の実現が必要であるため、目標1（4）の説明に「ともに学び、ともに育つ」ことを追記しました。

目標3の囲みの4行目には、教員一人一人がカリキュラムマネジメントにかかわることを記載しました。学校長が示した学校の教育目標を受け、全教職員がその目標の達成に向けて、教育課程全体を踏まえた教育活動をマネジメントし、目指す子ども像の実現に向かうようにしました。

目標4の囲みの3行目及び目標1（1）には、社会に開かれた教育課程の実現を記載しております。今までも各学校では保護者、地域に学校の教育目標や方針を明確にしながら、子どもを育ててきました。これからは、さらに全教職

員が学校の教育目標の実現に向けた教育活動を組織的に行うこと、保護者、地域と教育活動の目標を共有し、協働しながら子どもを育てることが求められています。このような社会に開かれた教育課程の実現を図るよう、追記をいたしました。

2つ目の視点は、教育課題に関することです。目標3の囲みの文頭に、「学校は人材育成の充実に努め」と記載しました。現在本市の教員のうち、約半数が35歳以下であること、本市での教員経験年数が15年未満の教員が80%以上という実態を受け、学校でのOJTを一層活性化することが大切です。そこで文頭に記載することで、これまでの教育を維持し発展するには、一層の人材育成が求められていることを伝えるようにしました。

同じく目標3の囲みの下から2行目に、教職員の多忙化が課題であるとの認識から業務改善の視点を追加しました。

続いて、指導の重点について説明します。裏面をご覧ください。

昨年度と大きな変更点について説明いたします。重点はそれぞれ1、2、3と数字で示しておりますが、重点1が最優先というような順位性はありません。そこで本年度は各重点のイメージとして丸型で示していました。しかし重点にかかわる市の方針や、学校における取り組み等の関係性がわかりにくくなります。次年度は資料にあるように、重点1から順に縦に並べ、重点にかかわる市の方針と学校における取り組み例が、横に並ぶように記載しました。

例えば、重点1の「学力を向上させます」には、課題を明確にした学力向上の取り組みや教員の指導力の向上などが必要です、そのために学習状況の分析を踏まえ、教育課程の編成の工夫や組織的な取り組みの実施、校内研究、研修の充実を行うことが大切であると教職員に読み取っていただくように工夫しました。なお、これから新しく本市の教職員になる方もいるため、それぞれの重点に順位性がないことを重点3の下に文言で示しました。

そして本年度の重点にかかわる取り組みの実態を受け、文言の修正、追加を行っています。例えば重点2、右側の2番目の点の内容ですが、本年度は学級経営の充実のみの記載でした。本市の課題であるいじめ・不登校の増加に対して、学級への帰属意識の醸成が安心・安全な学級につながることから、「帰属意識が醸成されるような学級経営の充実」といたしました。ほかにも追記や修正はありますが、本年度の実態を踏まえ変更しております。

続きまして、資料2をご覧ください。資料2は学校に配布する予定の平成31年度指導の目標と重点のポスターです。各学校には職員室の目立つ場所などに掲示するなど、全教職員に対して本市の目指す子ども像や目標等への理解を深めています。なお、学校配布のポスターはイメージを中心に作成していることもあり、各重点はそれぞれ相互に関係性があることを、本年度と同じ丸型で示

しました。

平成31年度の指導の目標と重点について、今後学校や教職員への理解を図るために、校長会や総括教諭等学校運営協議会、各種研修会で説明し、教職員に対して本市の指導の目標と重点への理解を深めます。また、学校訪問等にて各学校の実態を踏まえた指導・助言を行います。重点への取り組みの支援として、学校重点プランへの指導・助言、さらに調査結果等の分析を行い、要因や方向性を示し、各学校の取り組みに活用できるようにしていきます。

説明は以上でございます。

(澤田委員)

お願い事でございます。非常に大事なことがまとめられていると思っております。今後これを校長先生や総括教員の研修等でお話をされていくということですが、そこから各学校の先生方のところに届くような手立てをしっかりとお話していただければと思います。ぜひよろしくお願いします。

(学校教育部長)

今、委員のお話がありました点を留意しながら、そういった研修会等でお話をさせていただきたいと思っております。

(小柳委員)

資料1「平成31年度指導の目標と重点」の(4)のところで、2ページ目というか右側の「望ましい生活習慣の確立に向けた支援を充実させます」という項目立てで、「望ましい生活習慣の確立を図るため、家庭と連携した継続的な指導と支援を行い」と書いてあるんですけれども、家庭とどのような形で連携をすると考えられておりますでしょうか。

(教育指導課長)

さまざまあると思うんですね。1つは学習面の部分での生活のリズムとか、それから、本当に早寝早起きとか朝ご飯とかという、そういった生活面のこと、そういったことについては、教育委員会のほうで新入生にリーフレットを作成したりなどしまして、家庭に周知をしていたりします。そうしたものを利用して、各学校の先生方が家庭での生活の過ごし方、学年が上がればこういうふうにやっていったほうがいいよという、そういった指導もしますし、また保護者懇談会や集会などでも、学校の先生方はそういった資料を使って保護者に伝えていくという形で、家庭と連携した指導を行っていくといったことがあります。

(小柳委員)

ありがとうございます。

今お話のあった中で、特に学習面に関しては、これはやはり宿題とかを出すという、こういうご趣旨になりますでしょうか。

(教育指導課長)

委員のおっしゃるように、宿題を出すということも当然含まれますが、それだけではなくて、やはり学年が上がっていくに従って、言われてやる勉強から、自ら課題を見つけて自分で勉強していくという、そういったことも家庭学習では必要になってくるので、そういった指導も含めてということになります。

(小柳委員)

ここからは意見になってくるかと思いますが、先ほどのこの資料1の裏側のほうにある(2)の重点1の学力の向上をさせますというところで、課題のところ、本市の特徴として小学校低学年において全国平均との差が大きいことが明らかになっておりますというふうに書いておきまして、私の実体験として、小学校低学年の子供たちというと、大抵漢字の単純な、何個書いてくるとか、それから簡単な計算問題を何題か出すというような宿題が一般的に行われているという認識をしております。

ただ、そういう宿題の形だと、やってくる子は、むしろできる子たちがやってくるけれども、その子たちにとっては、わかり切った漢字を何回も書かされる、わかり切った計算を何回もやらされる、一方、本当にやってきてほしい、もうちょっと頑張ってもらいたい子供たちはやってこないというのが現実のようなので、宿題の出し方とか、そういったものも少し工夫しないと、家庭と連携をして、しかも学力の向上を目指すというところには、なかなか到達できないのかなというふうに感じております。ご検討のほど、よろしくお願いいたします。

報告事項(3)『行事等の開催結果について』

ア 第19回全国中学生創造ものづくり教育フェア全国大会結果報告について

(教育指導課長)

第19回全国中学生創造ものづくり教育フェア全国大会の結果についてご報告いたします。

本年1月26日土曜日、27日日曜日に、第19回全国中学生創造ものづくり教育

フェアが、東京の葛飾区水元総合スポーツセンターと女子栄養大学・駒込キャンパスで行われました。

昨年11月の激励会に参加した中学校5校の中で、公郷、浦賀、長井の中学校3校7名の生徒が全国大会へ出場しました。パソコン入力コンテストは、惜しくも準決勝で敗退となりました。創造アイデアロボットコンテストは決勝トーナメント第3位となり、審査員特別賞を受賞いたしました。「あなたのためのおべんとう」コンクールでは、全国6位に相当する日本家庭科教育学会長賞を受賞しました。

以上、報告を終わります。

(質問なし)

イ 第24回東関東吹奏楽アンサンブルコンテスト結果報告について

(教育指導課長)

平成31年1月27日日曜日、神奈川県相模女子大学ホールにおいて開催されました第24回東関東アンサンブルコンテスト中学校部門につきまして、ご報告いたします。

地区大会を経て、12月に行われた神奈川県アンサンブルコンテストで代表となった8団体中、横須賀市から1団体が今回行われた東関東アンサンブルコンテスト中学校部門に出場しました。その結果、横須賀市立大津中学校、木管六重奏チームが銀賞を受賞いたしました。残念ながら全国大会へ出場することはできませんでしたが、練習の成果を発揮し、立派な演奏を披露することができました。

中学校部門全29団体中、金賞を受賞した9団体のうち2団体が3月21日、北海道にて開催される第42回全日本アンサンブルコンテストに東関東支部代表として出場します。このように全国大会の壁は厚く、今回も出場はできませんでしたが、大津中学校はこの会を通して学んだことを、市内吹奏楽部に伝達し、横須賀市の子どもたちが切磋琢磨し、お互いに高め合いながら、今後ますます活躍してくれることを期待したいと思います。

以上で東関東アンサンブルコンテストの報告を終わります。

(質問なし)

(理事者報告なし)

(委員質問)

(小柳委員)

冒頭にも教育長からお話のありました野田市の痛ましい事件に関して、私からも二、三の質問と意見を述べさせていただきたいと思います。

初めに、平成29年に児童福祉法及び児童虐待の防止に関する法律の一部改正が行われて、平成30年4月2日に施行されています。この改正で一定の場合に家庭裁判所が児童を虐待している保護者に対して勧告を行い、その家庭裁判所の勧告のもとで保護者指導を行うシステムが新設されました。横須賀でこのシステムが使われた例はあるかどうか、わかる範囲で結構ですけれども、教えてくださいませんか。

(新倉教育長)

申しわけございません、小柳委員。所管がこども育成部の児童相談所になっておりますから、個人情報その他のデータについて、私どもが何らかのデータを持っているということはございませんので、お尋ねいただいてもここで答えできないかと思っています。

(小柳委員)

わかりました。ただ、一般的に事件数は個人データとは一切関係のない司法統計として公開されているデータですので。

(新倉教育長)

ですから、その件数自身を私どもは把握しておりませんから。

(小柳委員)

わかりました。

それでは、私として意見を述べさせていただきます。

父親が虐待するケースの多くは、父親がしつけの一環と考えて、自分が正しいと思い込んでいます。今回の父親も報道機関の情報などから、そのカテゴリーに含まれていると考えています。そしてこの父親は、学校の監視も転校などによりすり抜けられる、教育委員会も自分の要望を受けてアンケートを見せた、

児相からも子どもを取り戻せた、こういった本来子どもを守るべき機関が、全て結果的にこの父親の思いどおりになり、父親は自分が正しいという思いを強くし、また誰からも邪魔されないという安心感から、虐待がエスカレートしたと分析しています。

昨年、東京目黒区で起きた両親による船戸結愛ちゃんの同じような虐待致死事件のケースも、殺意はなかったとして殺人罪ではなく、保護責任者遺棄致死罪とされました。それと同じく、恐らく今回の父親も、殺すことは目的にしていなかったと思われます。つまり、虐待がエスカレートすることを防ぐ手立てが大切です。

関係者は父親がきちんとした職業を持っていると言っていることや、身なりがきちんとしていることなどから、死亡事故にまで発展することとは考えずに、より緊急性があると思われる事案に気をとられていたと思われます。ただ、最重要事件ではなくても、現に虐待が行われている事件との認識は有していたはずで、そうであれば、家庭訪問をしてほしかった。たとえ門前払いでも、子どもに社会から見捨てられていないということを知らせることができます。そして何よりも監視されていることを父親に知らせ、虐待のエスカレートを抑止する効果が期待できると思います。

では、誰が家庭訪問をするのか。児相の職員や学校の教員に行ってほしいところではありますが、先般の働き方改革の議論でもわかるとおり、教員には時間的な余裕がないのが実情だと思います。そこで、地域の児童委員や民生委員など、子供の見守りの役割を担う地域のサポーターと連携して、家庭訪問を実施していくことが考えられます。

現に私が弁護士としてかかわった事件、これは横須賀市ではなくて他都市ですけれども、児相が依頼して児童委員が家庭訪問をしてくれた例があります。横須賀ではこのような体制がとられているのでしょうか。

また、今回のケースは、母親も父親からDVを受けたということが報道されています。そのような事実を児相や学校が把握したときに、母親にDVシェルターや子どもシェルターの案内をしていたのかが気になる点です。児相による一時保護は、家族と児相が対立的構造になりがちで、なかなか踏み切れない最後の手段です。これに対して、お母さんが心愛さんとDVシェルターに任意に逃げ込むという手段は、一時保護よりもソフトな手法であり、今回のケースでは最も適切な方法だったと私は考えます。

親子がDVシェルターに逃げ込んだ場合、これは弁護士として受任した離婚事件のときなどに私も何件か経験しましたが、多くの父親は、ここから妻や子供を取り戻そうとします。その機会を捉えて、父親に対してカウンセリングを行って、自分のしていることがしつけではなく、虐待であることを気づかせる

ことに成功している例もあります。

私の意見としては、学校や児相が信頼できるNPOなどの民間組織と連携をとりやすくすることが大切だと思います。ただ、このような連携を難しくしているのがプライバシーの問題です。しかし、こと虐待に関しては、プライバシーの問題をきちんと整理した上で、学校、児相、地域や民間組織が連携をとって子どもを守る体制、そして日ごろから地域で子どもを育てる意識を高めて、あるいは改めて認識、確認、再構築する必要があると考えます。

長期的には児相の設備や増設、あるいはさまざま設備、職員をふやすことなどの要望が大切ですが、今我々が子どもを守るためにできること、それは先ほど申し上げた学校、児相、地域、任意団体との連携や家裁による勧告制度、そういったものを活用して、当教育委員会も率先してしっかり検討の上、実行していただきたいと思います。

以上です。

(学校教育部長)

今、小柳委員がおっしゃられたことについてコメントを申し上げたいと思いますけれども、そもそも野田市においては、県が設置する児童相談所の所管であること、それから横須賀市は中核市として、自らが児童相談所を設置していることなど、背景そのものが違うのであろうというふうなこと、それから今、小柳委員がおっしゃられた中にも、推測の域を超えないというか、報道の範囲の中での小柳委員のご意見があったのかなというふうに思います。背景が違うことと、私自身が野田市の状況を詳細に把握していない中で、軽々にここでコメントや対応の仕方について申し上げるべきではないと思いますし、そういう立場でもないと思っています。

そういう中で、冒頭、教育長から発言がありましたことが今、私どもができることの全てではないかなと思います。小柳委員がおっしゃられた趣旨も理解しながら、あくまでも児童生徒の身の安全を最優先に考えながら、関係機関等と適切かつ緊密な連絡、連携を図りながら、学校と教育委員会等が全体で児童生徒の安全を守るためにやらなければいけないこと、できることを今全力で取り組んでまいり所存でございます。

以上でございます。

(新倉教育長)

私からも追加して。大変、小柳委員の貴重なご意見、ありがとうございます。私たちがもう一回振り返って、どうあるべきかということを考えなければいけない部分が多々あったということで、冒頭述べさせていただいたつもりでおり

ました。

今回の虐待というようなお話になりますと、教育委員会だけで足りるところではないということも十分わかっております。その意味では、横須賀市全体で本来どう取り組んでいくかということが必要なことだというふうに認識しておりますので、私自身からも児童相談所、あるいはお話のあったDV関係が、人権・男女共同参画というそれぞれの所管課にまたがっておりますし、福祉部局にかかわることにもなっております。多分に民生委員、児童委員の方たちは、児童虐待についての保護しなければいけない子どもたちのケースワークの中に全部加わっていただいているというふうに、私もかつての仕事なんかで、一緒に家庭訪問等をさせていただいたことがございますので、それをいかに連携していくかということに、微力ですが今回の事例をもとに、単なる伝聞推定ではなく、本当にどのようなところが問題だったのかを確認した上で、いかに取り組んでいくかということが必要だと思っております。

一方において、児童虐待の法律ですとか、あるいは制度の改正ということになりますと、我々にはなかなか難しいところがありますので、法曹の専門家として先生方、弁護士の方々もぜひ声を上げていただき、一緒にやっていただければというふうに願っているところでございます。そういう意味では、委員としての貴重なご意見をいただいたということ、事務局全員、もう一回改めて受けとめておいていただければと思います。途中で変な発言をして申しわけございませんが、よろしくお願いいたします。

日程第1から日程第3は、今後市長が議会に提案する案件であるため、日程第4及び日程第5は、今後の事業者募集にかかわる案件のため秘密会とすることを宣言。関係理事者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

平成31年2月7日（木） 午後3時42分

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡